

第 17 青森県環境審議会

日時：平成 25 年 1 月 22 日（火）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会場：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

本日の資料について確認をさせていただきます。お手元に配布資料一覧という一枚物のペーパーもお渡ししてあるかと思いますが、こちらの方にもありますとおり、本日の会議次第、それから委員及び県側の出席者名簿、席図、説明資料となっております。

説明資料につきましては案件ごとに、諮問案件の 1 が「平成 25 年度の公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について」でございますが、こちらの方が資料の 1 - 1 から 1 - 3 までが事前送付となっております、本日は資料 1 - 4 について配布させていただきます。

諮問案件の 2 の方が、「地下水の水質の測定に関する計画（案）について」でございますが、こちらの方も資料 2 - 1 から 2 - 3 までが事前送付、そして資料 2 - 4 が本日の配布となっております。あと、まことに恐縮でございますが、資料の正誤表も付けさせていただきます。

報告案件ですが、「第四次青森県環境計画（素案）について」でございます。こちらの方は素案の方が事前送付となっております、資料 3 - 1 から 3 - 3 までが本日の配布となっております。

もし、資料の不足等がございましたらお知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第 17 回青森県環境審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、林環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

（林環境生活部長）

環境政策部長の林でございます。今日の審議会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日、大変皆様お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。そしてまた、委員の皆様には、常日頃から環境行政をはじめ県政全般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今年、平成 25 年でございますが、種差海岸を含みます三陸復興国立公園の指定が見込まれておりますほか、白神山地が世界自然遺産に登録されて 20 周年を迎える年でござ

います。この機会に、青森らしさを創る財産であり基盤でもございます本県のこの「自然・環境」というものを県民の皆様と一緒に守り育ててまいりますとともに、青森県内の魅力を積極的に発信し、多くの方々に青森へ足を運んでいただき、地域振興を図っていきたくと考えているところでもございます。

県におきましては、昨年 11 月でございますが、平成 24 年版の環境白書を公表させていただいたところでございます。平成 23 年度の本県の水の環境、大気環境につきましては、一部に環境基準の超過が見られますものの、概ね良好な状態で推移しているところがございます。

一方、地球温暖化の原因とされます二酸化炭素などの温室効果ガスの本県における排出量でございますが、近年は減少傾向でございますものの、基準年度であります 1990 年度と比較して増加しているという状況になってございます。

県といたしましては、地球温暖化対策の推進、循環型社会形成の推進、環境教育・学習の推進など、持続可能な低炭素・循環型社会の創造に向けまして積極的に取組を進めているところでございますが、本県の恵み豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題についてより一層関心を高め、具体的に取り組みますとともに、各主体の連携の環を広げていくことが大切でございます。

本県が掲げております温室効果ガス排出量、そしてごみ排出量等の削減目標の達成に向けて、今後とも県民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のお協力をお願いするしだいでございます。

本日のこの審議会でございますけれども、「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画案」、そして「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画案」について御審議をいただいた後、「第四次青森県環境計画（素案）」でございますが、この素案につきまして御報告をさせていただきたいと考えてございます。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立についてでございます。会議が成立するためには青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員 33 名中、27 名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは議事の方に入らせていただきたいと思います。審議会の運営につきましては、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、ここからの議事進行につきましては福士会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めます。会議の円滑な進行には是非御協力をお願い申し上げます。

はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は進藤委員と二本柳委員を指名したいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、本日は諮問案件が2件あるということですので、まず諮問書をお受け取りしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(林部長)

青森県環境審議会会長 福士 憲一 殿。

青森県知事 三村申吾。

諮問書

次の事項について 諮問します。

1 「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について

趣旨。水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、これについて意見を求めるものである。

2 「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について

趣旨。水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法 21 条第 1 項の規定に基づき、これについて意見を求めるものである。

どうぞよろしく願いいたします。

(福士会長)

それでは、諮問案件 の「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(濱谷環境政策課長)

環境政策課長の濱谷でございます。座ったままで御説明をさせていただきます。御容赦をお願いいたします。

県では、水質の汚濁の防止を図り、もって県民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的といたしまして、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、毎年度、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成しております。国土交通省、県、青森市、八戸市の各機関がその計画に基づいて水質の測定を実施し、県内の水質の汚濁の状況を常時監視しているところであります。

それでは、まず「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について、御説明をいたします。資料 1 になります。資料 1 - 1 が平成 25 年度の測定計画案となっております。

まず初めに資料 1 - 2 に基づきまして、平成 23 年度の水質測定結果の状況について御報告した後、資料 1 - 3 により資料 1 - 1 の計画（案）について御説明をしたいと思います。

それでは資料 1 - 2 の 1 ページ目を御覧ください。

「1. 県内の公共水域の概況」についてであります。平成 23 年度の水質測定の結果は、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年は、環境基準達成率はほぼ横ばいで推移しているところであります。

「2. 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況」についてであります。カドミウムなどの、いわゆる健康項目について、46 河川、5 湖沼、3 海域で、延べ 1,722 項目の測定を行った結果、むつ市大畑町にある正津川で砒素が環境基準値を超過いたしております。この原因は、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えられています。近年は正津川における砒素以外では環境基準値を超過することはなく、環境基準の達成率は 99% から 100% の間で推移しているところであります。

次に「3. 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況」についてであります。BOD などのいわゆる生活環境項目につきまして、63 河川、7 湖沼、8 海域で、延べ 7,328 項目の測定を行った結果、環境基準の類型指定がなされている 87 水域のうち、76 水域で環境基準を達成しており、達成率は全体で 87.4% となっております。

続きまして 2 ページの表 1 を御覧ください。表の 1 の右側には平成 23 年度における全国の環境基準達成率を記載しております。これは全体で 88.2% であり、県内の環境基準達成率は、ほぼ全国平均と同じということになっております。

表 2 ですが、環境基準を達成しなかった水域を記載しております。河川では岩木川上流のほか 4 水域、湖沼では十和田湖と小川原湖の 2 水域、海域では八戸市の河口海域（甲）ほか 3 水域、計 11 水域で環境基準を達成できませんでした。

いずれの水域につきましても引き続き監視を継続していくとともに、さらなる生活排水対策の普及・啓発や事業場排水に対する監視・指導等について、国や市町村などの関係機関と連携しながら水質改善に向けた取組を進めていきたいと考えております。

最後に、「4. 要監視項目の水質測定結果」であります。県、青森市及び八戸市では、これまでの測定状況や県内における使用状況などを考慮して、要監視項目の 26 項目の中から毎年度 2 項目を選定し、ローリングにより測定を実施しております。平成 23 年度はプロピサミド及びイプロベンホスの 2 項目について、19 河川で延べ 38 項目の測定を行いました。全ての地点で検出されておられません。

続きまして 4 ページを御覧ください。4 ページの図 1 から 4 は、環境基準達成率の経年変化を折れ線グラフで示しております。御説明したとおり、近年は、ほぼ横ばいとなっているところであります。

以上で資料 1 - 2 の説明を終わらせていただきます。

続きまして資料 1 - 3 「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について（説明資料）」を御覧ください。この資料に基づきまして「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について御説明を申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。「1 . 趣旨」についてであります。これは最初に申し上げましたとおり、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づいて作成する計画であります。

次に「2 . 測定計画作成に係る考え方」についてであります。公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省から示された処理基準に基づきまして、これまでの測定結果や利水状況などを勘案し、測定計画を作成したところであります。測定計画の作成に当たりまして、国土交通省、青森市及び八戸市から提出されました計画案を踏まえつつ県が取りまとめを行ったところであります。

次に「3 . 平成 25 年度計画（案）の概要」について御説明をいたします。「(1) 測定項目等」についてであります。平成 25 年度は、平成 24 年度と同様に 78 水域、195 地点で、延べ 11,816 項目の測定を行うことといたしました。表 1 に、延べ測定項目数の内訳を記載しております。

続いて 2 ページを御覧ください。「(2) 前年度計画との主な変更点」についてであります。表 2 で、前年度との延べ測定項目数を比較していますが、その増減の内容等については から に記載しているとおりであります。及び につきましては毎年度変更しているもので、 についてはローテーションにより B 群を測定することとし、 につきましてはローリングによりフタル酸ジエチルヘキシル及びアンチモンを測定することとしました。

については、国土交通省が所管する岩木川、平川、浅瀬石川ダム、馬淵川及び小川原湖においてノニルフェノールを測定することとしております。

以上 3 点が前年度計画との主な変更点となっております。

「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」についての御説明は以上であります。

なお、本資料に関しまして佐藤巧委員から事前に御質問がございましたので、それにつきましては資料 1 - 4 により担当マネージャーが説明をいたします。よろしく願いいたします。

（長谷川環境政策課環境保全 GM）

環境政策課環境保全グループ、長谷川と申します。よろしく願いいたします。申し訳ありませんが、座って御説明させていただきます。

それでは「平成 25 年度公共用水域の水質測定に関する計画（案）」について、佐藤委員の方から事前に御質問をいただきましたので、本日の配布資料 1 - 4 に基づき回答を御説明したいと思います。

佐藤委員からは、資料 1 - 2 の公共用水域の水質の状況の中で、「表 2、おいしい水で有

名な横内川上流の水道取水口上流地点で、過去3年間は基準を達成していたが、平成23年度に非達成となった要因は何か。」という内容の御質問をいただいております。

この御質問に対する本県の考え方ですが、まず河川におけるBODの環境基準の達成状況につきましては、その75%値により評価しています。横内川上流の水道取水口上流につきましては、そこに書かれております年6回の測定をしております、8月及び9月のBODの値は1.7 mg/Lということになっておりました。また、9月の流量が0.07 m³/sと、過去4年間で最小となっておりました。

なお、平成20年10月にも流量が0.08 m³/sまで低下したことがございましたが、この時はもう10月なので水温は高くなく、BODの悪化現象はありませんでした。

しかし、今回の場合、0.17 m³/sまで流量が低下しまして、水温も年間の最高値程度で推移しておりました。

このことから、平成23年度に当地点において環境基準を達成できなかった理由は、夏の高温と流量の低下が重なるなどの自然的・気象的条件の影響により生じたものと考えられます。

委員化の質問と回答についての御説明は以上のとおりです。

よろしく願いいたします。

(福士会長)

説明は以上でしょうか。

それではただいまの説明、それから佐藤巧委員の質問に対する回答がございましたが、せっかく御意見をいただきました佐藤巧委員、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

一応、気象条件だということですね。

それでは他の方々、よろしいでしょうか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐藤巧委員)

岩木川上流、観測場所ですね、乾橋というのは五所川原ですよ。あそこは上流かなと。

今、説明を聞いて思いました。あの辺、上流かな。上流というのは、私は西目屋のあの辺が上流かなというイメージがするんですけども。すいません、ケチをつけるわけではございませんけれども。

(長谷川GM)

それにつきましては、環境基準の岩木川の類型指定というのがあるんですけども、その中である地点を境に、上流、下流と類型し、定めることとしていまして、その地点より上、その地点より下ということですので、いわゆる一般的に言うところの岩木川上流とは

かなり違います。

(福士会長)

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

それでは特にその他はないようですので、続きまして諮問案件 の「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画 (案)」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(濱谷課長)

それでは「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画 (案)」につきまして御説明をいたします。

最初に、資料 2 - 2 によりまして、これまでの測定結果の概要について御報告をした後に、資料 2 - 3 により資料 2 - 1 の計画 (案)、これについて御説明いたします。

それではまず資料 2 - 2、1 ページ目を御覧ください。

「1. 地下水の水質監視」についてであります。地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域を対象に継続的に監視をしているところであります。

「2. 平成 24 年度までの調査実施状況」であります。県内全市町村を対象に概況調査を行っておりまして、これまでに延べ 1,315 本の井戸について実施をしてきております。過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸につきましては、汚染井戸周辺地区調査により汚染の範囲を確認した後、定点を設け、経年変化を把握するため、継続監視調査というものを実施しております。各年度の実施状況は表 1 の記載のとおりであります。

続きまして 2 ページ目を御覧ください。「3. 平成 24 年度の調査結果」ですが、これは速報値での結果でございます。

「(1) 概況調査」についてであります。6 市 3 町 3 村の 19 本の井戸について調査を実施いたしました。表 2 に検出の状況を示しております。鉛、砒素につきましては検出されたものを、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については環境基準値の 8 割を超えて検出したものを記載しております。御覧のとおり、鉛が検出されたものが 2 本、砒素が 4 本、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が 1 本の井戸から検出されております。このうち、環境基準値を超えて検出された井戸は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 1 本となっております。

次に「(2) 汚染井戸周辺地区調査」についてであります。2 市 4 町の 13 地区 58 本の井戸について調査をしております。表 3 に検出の状況を示しております。環境基準項目が検出された井戸は、鉛が 1 本、砒素が 18 本、1,1,2-トリクロロエタンが 1 本、ふっ素が 8 本、ほう素が 7 本であります。これらのうち環境基準値を超えて検出された井戸は砒素が 2 本、ふっ素が 2 本ということになっております。

次に「(3) 継続監視調査」についてであります。9 市 9 町の 60 地区、112 本の井戸について調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は 102 本でありました。うち 39 本の

井戸で環境基準値を超過しております。

4ページと5ページに環境基準値を超過した項目のうち硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を除いた項目について、経年変化の図を載せております。弘前市の土手町地区につきましては、テトラクロロエチレンが昨年度に引き続き環境基準値を超過しております。八戸市尻内地区につきましては、昨年度は環境基準値を超過した項目はありませんでしたが、今年度は1,2-ジクロロエタン及びテトラクロロエチレンが環境基準を超過しております。

5ページ目、八戸市城下地区につきましては、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーが昨年度に引き続き環境基準値を超過しております。また、昨年度は環境基準値以下であったトリクロロエチレンが、これも環境基準値を超過しております。次に三沢市幸町地区につきましては、四塩化炭素が検出されております。レベルは昨年度と同じでございます。

以上が地下水の水質状況の概要であります。

続きまして平成25年度地下水の水質に関する計画(案)につきまして、資料2-3の説明資料により御説明をいたします。

資料2-3の1ページ目を御覧ください。「2.測定計画作成に係る考え方」についてあります。地下水の測定に関する計画(案)の作成に当たりましては、中核市である青森市及び特例市である八戸市の計画案を県が取りまとめを行いまして、その上で国の処理基準に基づき作成をしているところであります。

次に「3.平成25年度計画(案)の概要」であります。表の1をご覧ください。平成25年度は合計181の地点での調査を予定しているところであります。「(1)の概況調査」についてであります。全市町村を対象に調査を実施しており、測定地点は県内を6ブロックに分け、各ブロックから地点を選定しているところであります。平成25年度は7市4町2村の20地区、20本の井戸について調査をすることとしております。測定項目は環境基準項目の全項目について測定することとしております。

続きまして2ページを御覧ください。「(2)汚染井戸周辺地区調査」についてであります。平成25年度は4市8地区44本の井戸について調査を行うこととしております。表3にその概要をお示ししております。測定項目についてであります。過去の概況調査などにおいて検出された項目を対象としており、八戸市田面木、新井田地区では鉛、青森市港町、合浦、堤、花園地区、むつ市の関根地区では砒素、十和田市大沢田地区では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を測定することとしております。

次に「(3)継続監視調査」についてであります。8市12町の65地区、117本の井戸について調査を行うこととしております。平成24年度計画からの変更内容といたしましては、汚染井戸周辺地区調査により鉛、砒素、1,1,2-トリクロロエタンなどが検出された地区や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が環境基準値の8割を超えて検出された地区の9地区、20地点を新たに継続監視調査の対象としているところであります。

す。

また、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認されました12地区17地点につきましては、調査を終了することとしております。

測定項目につきましては表4の記載のとおりでございます。

平成25年度水質測定計画(案)についての御説明は以上でございます。

なお、この資料につきまして佐藤巧委員から事前に御質問をちょうだいしております。それにつきましては担当マネージャーから御説明をいたします。

(長谷川GM)

それでは佐藤巧委員から事前に御質問がございましたので、資料2-4に基づきまして回答を御説明いたします。

資料2-2、5ページ、「八戸市城下地区の地下水水質経年変化のグラフより、今年度の1,2-ジクロロエチレンの測定値が昨年度の2倍となっているが、その要因は何か。」という内容の御質問をいただいております。

この質問に関しまして、実際に測定を担当しております八戸市の方から確認しましたところによりますと、過去の調査で当該井戸の汚染井戸の原因事業者を特定しておりまして、当該事業者は平成8年から汚染原因となった有害物質の使用を中止し、汚染井戸として平成14年度に汚染土壌の掘削作業を行ったとのことでした。その結果、表2-2の5ページのとおり、平成15年度には環境基準値以下となりましたが、平成16年度以降、再び環境基準を超過した状態が続いております。

今年度は、昨年度と比較して1,2-ジクロロエチレンの濃度が約2倍となっておりますが、有害物質の使用がないことから、気象条件や地下水の使用頻度などが関係しているものと考えられるとのことでした。

なお、八戸市では事業者に対して汚染対策を講ずるよう平成16年度から継続して協議を行っておりまして、今年度も協議を実施する予定とのことでした。

委員からの質問と回答につきましての説明は以上のとおりです。よろしく願いいたします。

(福士会長)

ただいま、説明と委員の方からの質問と回答という形で説明がありました。

まず、佐藤委員の方でいかがでしょうか、ただいまの回答ということで。

(佐藤巧委員)

納得せざるを得ないのかなと考えております。気象条件、昨年度の気象というのは異常気象みたいな状況でしたので、先ほどの横内川の取水口のところも水が減って異常気象と、異常気象という言葉が合うのかは分かりませんが、気象条件が関係したと。

これもそのようだというのでございますので、これ以上、私の方としてもいいようがない、納得せざるを得ないということです。

以上です。

(福士会長)

分かりました。ありがとうございます。

その他の方々、いかがでしょうか。どうぞ。

(佐藤久美子委員)

すいません、2点あるんですけども。1つは、今、佐藤巧委員からの御質問に対する回答についてなんですけれども。平成14年度に汚染土壌の掘削作業を行ったということですが、結局は、例えば資料2-2の最後、5ページ目のところのグラフを見ますと、ずっと右肩上がりで、去年いきなり上がったというよりも全体的にずっと掘削を行った後からも右肩上がりで1,2-ジクロロエチレンが増えているという現状から考えますと、前回行った汚染土壌の掘削作業では不十分だったのではないかと、もっと広い範囲、それから深い範囲を行うべきだったのではないかなというふうに思われます。

あともう1つは、その前の4ページ目のところに八戸市の尻内地区のグラフがあるんですけども、こちらの方も23年度、24年度と右肩上がりで2つの項目、テトラクロロエチレンと1,2-ジクロロエタンが増えているということで、ここも懸念されますけれども。これについてお聞きしたいと思います。

(福士会長)

事務局、どうぞ。

(長谷川GM)

まず、最初の城下地区の方ですけれども、継続して出ているということは土壌にまだ残っているということですが、井戸自体が深井戸ですので、一時期取ったとしても全てが取り切れているとは限らないために、まだテーリングして出て来ているのかなと。そういう状況になっております。

ですので、そういうことも含めて事業者さんにお話をして対策を取るように市役所さんの方で頑張っているということです。

あともう1つの尻内の方ですけれども、尻内の方につきましても19年、20年にその土地所有者さんが汚染土壌の除去対策を講じていらっしゃるそうです。その時でも全てが除去できたわけではないために少し出て来ているところはある、ここもまた深井戸なんですけれども、そういう状況になっておりますので、今後とも継続して観測を続けるとともに、事業者さんへ対策を講ずるようお願いをしていっているという方向でいくということです。

(福士会長)

いかがでしょうか。

八戸市の方が出席されていますが、補足とかございますか、よろしいですか。せっかくお出でなので。

(上井オブザーバー)

八戸市の環境保全課長、上井でございます。

城下地区については事業者も平成16年度の除去した時に推測された範囲よりも汚染範囲がもう少し広がったと、土壌の除去が不完全であったということを実感しております。今年度、つい1月18日に事業者と協議をしましてまいりました。数カ所、穴を掘ってみたら、やはりクリーニング業だったんですが、スラッジがまだ見えている。見えているので、何とか数百万なりの費用を都合できないかというお話をしております。

尻内地区については井戸水の所有者が汚染原因ではありませんでした。周辺の、当時、昭和の時代の焼却炉が原因だったものですから、その焼却炉の土地所有者が表層を除去したと。200mの深井戸なものですから、全てを除去するのは現実的ではないと。我々も環境基準前後で、これからもモニタリングを継続していけばこのレベルで推移していくであろうと。

先程から気象条件云々という話が出ていました。10月に採水したわけですが、8月、9月が降水量が約半分とか、そういうデータが出ておりますし、城下地区については地下水の、いわゆる事業者の揚水量が節電のためもあってほぼ6割しか稼働しなかったと。ということで濃度が今年度は上がったんだろうなという認識をしております。

以上でございます。

(福士会長)

佐藤委員、いかがですか、よろしいですか。

他の方々もよろしいですか。今、かなり詳しい説明がありました。

県も八戸市さんの方も対策を諦めたってわけではありませんでしょうから、今後ともきちんと対象事業者と協議をしながら、鋭意適切な方針で進めていくと、モニターも当然するというところでよろしいですね。様子を見るしかないという形です。

針生さん、どうぞ。

(針生委員)

針生です。ちょっと教えていただきたいのですが。

六ヶ所村とか東北町の畑にまいてますと、畑の隅に直径20センチに30センチくらいの、いわゆる円筒形の容器がいっぱい捨てられている状況で、それを見ますと土壌改良剤とい

う名前が入って、ちょっと薬品名は忘れたのですが、これは要するに水質用語解説の9ページにある1,3-ジクロロプロベンのことでしょうか。知っている方いましたら教えていただければと思います。

試しに蓋を開けて覗いて見たら、すごい臭いがして、こんなのを使って土壌改良になるのかなと思ったんですけども。

以上です。

(福士会長)

県の方で何か情報、お分かりになりますか。

(長谷川GM)

1,3-ジクロロプロベンは殺虫剤ですので、多分、土壌改良剤としては使わないと思いますけれども。20センチから30センチくらいの円筒の容器ということで。後で確認してみます。

(福士会長)

それでは県の方で少し調べてみるということによろしいでしょうか。何かの機会にまた情報提供をいただければ。

よろしいですか。はい、どうぞ。

(西澤委員)

前回の審議会では不法投棄の現場処理、それから今後の対策について非常に白熱した議論がわき起こったわけですけども。今回のこの公共用水の測定地域、それから地下水の測定地域、この発表された中に不法投棄現場から、例えば半径1キロ以内の中でどのくらいの測定箇所が含まれているのかという質問です。

私は南部の方の地理にあまり詳しくないものですから、測定箇所の場所、もしくは地図を見てもなかなかピンとこないんですね。その箇所、当然前回の審議会では不法投棄の現場そのもので水質検査をやっているという話は承っています。ただ、水というのは染み込んで下流地域に流れ出すものですから、その周辺の測定箇所、これが分かりましたら教えていただければと思います。

(福士会長)

それでは回答を。

(長谷川GM)

一応、こちらの方の水質の測定の計画につきましては、県内をブロックに分けて、その中でローテーションをやっています、特に県境を見定めた形でというのはないのですが、

毎年三八地区は必ず何箇所かやりますので。今年、平成 25 年度は田子町のところを一部、1 箇所概況調査ということで、全項目で測定することになっております。あとは八戸市になっております。また、県境の方は県境再生対策室の方で周辺を含めて河川、地下水なども全て含めて影響がありそうなところを測定しているということを聞いております。

以上です。

(西澤委員)

健康被害が一番気になるわけですね。例えば、水俣みたいに。あのような重大な健康被害に至らないまでも、10 年、15 年後、不法投棄の下流地域においてそういう健康被害が出た場合は、県の責任、そして私ども審議会の責任、これが非常に問われるわけです。

そういう意味からも、下流地域は特に、決められた特定箇所の他にも 1 キロ下流、もしくは 2 キロ下流の井戸、もしくは河川の測定を新たに設けられた方が、私は県民のためにも安心を提供できるのではないかと思います、いかがでしょう。

(濱谷課長)

前日も御説明申し上げましたけれども、不法投棄現場で原因者不明とか原因者に資力が無いということで、撤去が当面進んでいないような場所で、捨てられている廃棄物の中身からして周辺環境に影響を及ぼす恐れのある現場については、県の方で 10 何ヶ所ですが、それぞれ直近に井戸がある場合はその井戸から採水して全項目、健康項目も含めまして毎年モニタリングをしております。また、井戸がない場合については、その直近の、一番近い地点での湧水、湧き水とかあるいは沢水、これらを採用いたしまして環境に影響がないかを一番近い地点で調査をしております。

その結果で、我々が今までモニタリングをした結果では、特にいわゆる環境基準を超えるような項目は確認されておりません。

従って、下流地点につきましても、上流で監視をしている以上は、その不法投棄による影響はないというふうには認識をしているところであります。

従いまして、これとは特に連動をしないのですが、これにつきましてそれぞれの、例えば地下水もそうですし公共用水域もそうなんですけれども、それぞれ一番環境基準をチェックするのにふさわしい場所というものを選定して、これの経年変化を定点で観測するという意味合いもございますので、そこにつきましてはまた別途、不法投棄の方は不法投棄の方でモニタリングをしていくという考え方で今まで対処してきているところであります。

以上です。

(福士会長)

よろしいですか。

他のご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、これで諮問案件についての質疑そのものは終わらせていただきます。

それでは、ただいまの諮問案件の「平成 25 年度の公共水域の水質の測定に関する計画(案)」及び諮問案件の「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」につきましては、これを適当というふうに認めてもよろしいでしょうか。

【異議無しの声あり】

(福士会長)

それでは異議がないようですので、諮問案件 2 件につきましては、原案が適当であると認めまして、その旨、答申することとします。

この後、事務局に答申案を作成させまして、委員の皆様様に配布をして確認をお願いしたいと思います。5 分くらいで準備をしていただくことはできますか、よろしいですか。

そうすると 25 分には完全に始めるという状態でいきたいと思います。それでは暫時休憩をします。次は 25 分から始めます。

< 休 憩 >

(福士会長)

それでは、時間前ですが皆さんお揃いですので、よろしいでしょうか。

それでは会議を再開いたします。皆様様に配布いたしました答申書の(案)ですが、こういう形となっております。読むのも何ですので、今、御覧いただきたいと思いますが。

それでは、いかがでしょうか、この文案でよろしいでしょうか。

(福士会長)

御異議がないようですので、答申についてはこの文案どおりといたします。

それでは答申をいたしますので、林部長、よろしく願いいたします。

(福士会長)

平成 25 年 1 月 22 日

青森県知事 三村 申吾 殿

青森県環境審議会会長 福士 憲一

青森県環境審議会に対する諮問事項について(答申)

平成 25 年 1 月 22 日付け青環第 1 5 7 7 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認めます。

- 1 「平成 25 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
- 2 「平成 25 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について

以上でございます。

（福士会長）

それでは、以上で諮問案件についての審議は終了いたします。

次に報告の案件、第四次青森県環境計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

（濱谷課長）

それでは、現在策定作業を行っております第四次青森県環境計画の素案につきまして、御説明をいたします。「資料 3 - 1 環境計画の位置付けと策定経緯」を御覧ください。

「1 環境計画の位置付け」であります。（1）にありますとおり、環境計画は青森県環境の保全及び創造に関する基本条例、これによりまして策定が義務付けられているものであります。（2）の から の事項について定めるといこととされております。環境計画は、環境に関する広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な方向を示すものであります。県の取組の方向だけではなく、企業、団体、県民それぞれ全ての主体の自主的、積極的な取組を促す役割も併せ持っているものであります。

計画の策定にあたりましては、環境審議会の御意見をうかがった上で策定する旨、条例に規定されております。

資料、裏面の 2 ページ目を御覧いただきたいと思っております。2 の（1）であります。環境計画につきましては、これまで最初の計画が平成 10 年 5 月、第二次計画を平成 19 年 3 月、第三次計画を平成 22 年 3 月に策定しているところであります。現行の第三次計画の計画期間がこの 3 月末で満了となりますため、引き続き第四次計画を策定するものであります。

今回の第四次計画の検討経過につきましては、2 の（2）に記載してありますが、まず基礎調査の一環といたしまして、県民と県内事業者を対象とした意識調査を実施しているところであります。また、改定案につきましては外部の有識者の方々など、10 名の委員で構成する環境計画策定ワーキンググループ、それに庁内関係課室で構成する庁内連絡会議において検討を行ってきたところであります。

これらの検討作業を経まして、12 月に市町村への意見照会を実施したほか、平成 24 年 12 月 28 日から 1 ヶ月の期間でパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントで提出された意見などを踏まえまして、次回、2 月 25 日に開催を予定しております第 18 回環境審議会にて計画案を諮問させていただき、今年度内に計画を策定したいと考えております。

それでは続いて環境計画素案の概要について御説明をさせていただきます。

資料の 3 - 2 を御覧いただきたいと思います。計画素案の本体につきましては事前に皆様に御送付させていただいたところでありますけれども、本日、時間の関係もございまして、この第四次青森県環境計画素案の概要に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目「計画の全体構成」であります。

御覧のとおり、第 1 章から第 7 章までで構成されておりますが、各章の内容につきまして簡潔に御説明して参ります。

2 ページ目を御覧ください。

「第 1 章 計画に関する基本的事項」についてです。

「1 計画策定の背景」では、環境行政のこれまでの動きを概観するとともに、これまでの環境計画の策定経過に触れまして、さらに第四次計画の策定に当たっての背景を説明しております。今回の第四次計画策定に当たっては、環境教育・教育学習を一層推進し、地域の特性に応じた環境保全活動に活かしていく必要性、また東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組を進める必要性を踏まえ、作業を進めてきたところであります。

3 ページ目でございます。「2 計画策定の趣旨」、「3 計画の性格」につきましては、先ほど資料 3 - 1 に基づきまして御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

「4 対象とする環境の範囲」についてであります。自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の 4 分野としております。施策の対象となる項目は、それぞれ右側に記載してあるとおりです。

「5 計画期間」であります。第二次計画、第三次計画と同様、3 年間としており、平成 25 年度から 27 年度までを予定しております。環境行政を取り巻く経済社会情勢の加速度的な変化に的確に対応していくため、計画期間を 3 年間とすることが適当と判断したものであります。

4 ページ目でございます。「第 2 章 青森県の概要」についてであります。地勢・気候、人口、産業経済についての記載であります。

続いて 5 ページ目であります。「第 3 章 青森県が目指す環境の将来像及び基本目標」であります。青森県が目指す環境の将来像として、「循環と共生による持続可能な地域社会」を掲げております。概ね 20 年後の 2030 年を視野においた将来像でありまして、それに向けた当面 3 年間の取組を本計画で示すこととしております。

5 ページの下段であります。環境の保全及び創造に関する施策を展開するに当たっての基本目標を掲げてあります。1 つ目は「恵み豊かなあおもりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり」。2 つ目として「あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献」。3 つ目は「恵み豊かなあおもりの環境を守り、創る人財の育成と仕組みづくり」です。

各分野の施策を展開するに当たりまして、低炭素・循環型社会、自然共生社会を統合的に捉える視点を持つということ、青森という地域の優れた特性や資源を積極的に活かすな

がら対外的に貢献をするということ、その2つを支えるものとして人財育成などに意を用いていくということを共通的な目標としていくものであります。

続いて6ページをご覧ください。「第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開」についてであります。第4章では本県が目指す環境の将来像及び計画の基本目標の実現に向けまして、今後3年間に県が取り組む政策・施策の体系と施策の展開方向、各主体別に期待される役割を示しているところであります。

また、政策分野ごとにモニタリング指標を設定しております。計画の進行管理として、毎年度の状況を把握するとともに、施策の展開に活かしていくものであります。この第四次計画素案では38の指標を設定しているところであります。

政策の1番目ではありますが、「健やかな自然環境の保全と創造」であります。自然環境や野生動物の保全に関する内容などが主な内容となっております。健康な水環境の確保、水環境の保全から温泉の保全まで、7つの施策を掲げているところであります。

次に7ページ目であります。政策の2番目は、「安全・安心な生活環境の保全」であります。公害の防止に関する内容が主な内容となっております。大気環境の保全から公害苦情・紛争処理の推進まで、8つの施策を掲げているところであります。

7ページの下段につきましては、政策の3番目、「県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造」であります。快適な環境づくりに関することが主な内容となっております。身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造から歴史的・文化的遺産の保護と活用まで、3つの施策を掲げているところであります。

次に8ページ目ではありますが、政策の4番目、「資源の環をつなげる循環型社会の創造」であります。ごみの減量やリサイクル、廃棄物の適正処理に関する内容が主な内容となっております。皆が3Rに取り組む県民運動の展開から廃棄物の適正処理の推進まで、3つの施策を掲げているところであります。

政策の5番目は、「未来を守る低炭素社会づくり」です。地球温暖化対策と低炭素社会づくりに関することが主な内容となっております。省エネルギー型の社会づくりと再生可能エネルギーの開発と利用の推進という2つの施策を掲げているところであります。

次に9ページ目であります。政策の6番目は、「社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり」であります。環境保全を進めるための基盤的な取組であります環境教育学習や、日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくりなどが主な内容となっております。「環境配慮に取り組む人財の育成」から「環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり」まで、3つの施策を掲げているところであります。

なお、本計画を、先般施行されました「環境教育等による環境の保全の取組の促進に関する法律」に規定しております「都道府県行動計画」ということとしても位置づけるため、施策の概要、展開方向として「(1) 自然体験活動等の機会の場の提供に係る認定制度の適切な運用」、「(3) 協働取組を推進するための関係主体及び行政による協定の締結等の推進」などの記述を追加しているところであります。

9 ページ目の下段であります。政策の7番目は「東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組」であります。これは東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強い持続可能な地域づくり、放射性物質による環境汚染対策についての検討など、創造的復興に向けた環境分野での取組を追加したものであります。

施策の1つ目としては、災害に強い持続可能な地域づくりを掲げまして、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進、災害時の活用を視野に入れたストックヤードの整備など、市町村の廃棄物処理施設の充実を支援、災害時における廃棄物やし尿の処理に係る連携・応援のあり方について、都道府県、市町村及び一部事務組合のみならず民間事業者を含めた見直しを推進することとしております。

施策の2つの目といたしましては、放射性物質による環境汚染対策についての検討を掲げまして、福島第一原子力発電所事故由来放射性物質が付着した可能性のある廃棄物について、県内の生活環境に影響を与えないよう適正処理を推進することとしております。

以上のとおり、第4章では7つの政策と28の施策について記述をしているところであります。

続いて10ページを御覧ください。「第5章 計画の推進に当たっての県の重点施策」であります。計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策といたしまして、県の基本計画であります「青森県基本計画未来への挑戦」の環境分野の柱立てに則しまして4つの項目を選定しているところであります。

1つ目は、「世界自然遺産白神山地の保全・活用と自然共生社会づくり」であります。世界自然遺産登録20周年を迎える白神山地の保全・活用の一層の推進、多くの動植物が生息する森林の整備・保全活動への多様な主体の参画の推進などが内容となっております。

2つ目は、「『もったいない』の意識で取り組む循環型社会づくり」であります。県民運動の継続的な展開によるごみの減量やリサイクルなど3Rの取組の推進、エコ事業所・エコショップなどの認定による事業者の自主的な環境配慮行動の促進などが内容となっております。

3つ目は、「未来を守る低炭素社会づくり」であります。経済的インセンティブを活用した「あおりエコの環スマイルプロジェクト」の普及、中小企業の省エネルギーの取組を包括的に支援いたします「青森県省エネトータルサポート制度」の推進などが内容となっております。

4つ目として、「あおりの豊かな環境を守り・創る人財の育成」であります。環境出前講座の実施による環境にやさしいライフスタイルを実践する人財の育成、NPOや行政、事業者間のパートナーシップを推進するネットワークづくりなどが内容となっております。

これらの4項目につきましては、県全体の重点事業枠の活用などにより、重点的な施策の取組を進めてまいります。

11ページ目でございます。「第6章 開発事業等における環境配慮指針」を定めておりま

す。土地の開発や施設の建築・建設などの開発事業を行うに当たりまして、自主的な環境配慮の推進に向けて事業の構想・計画、建築・建設及び事業の実施などの各段階において、環境に配慮すべき基本的な事項などについて示しております。

11 ページ目の下段であります、「第7章 計画の推進」についてであります。計画の推進体制、計画の進行管理についての記載であります。

以上が第四次青森県環境計画素案の概要でございます。

引き続きまして、ただいま御説明いたしました計画素案につきまして、御意見などの提出のお願いでございます。資料3-3を御覧いただきたいと思っております。

皆様お忙しい中、まことに恐縮でございますが、この素案全体につきまして御意見などがあります場合は、2月4日までに提出をお願いしたいと考えております。資料3-3では意見等提出票という様式を添付しておりますが、必ずしもこの様式にこだわらず御意見をいただければと考えております。素案の中の該当する箇所、御意見の内容、その理由などを御記入いただければ幸いです。送付先に書いてございます担当者までFAX、電子メール等で御提出をお願いするところであります。

また、この様式の電子ファイルを御希望される方は、担当まで御連絡いただければ、様式の電子ファイルをお送りいたします。

素案の内容につきまして御質問がございましたら、随時お受けしております。担当の方に電話、FAX、電子メールなど、いろんな手段がございますので、お寄せいただければ対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

(福士会長)

この案件は、本日は報告案件でございます。正式には次回の2月25日のこの審議会で諮問を受けまして協議をいただくという形となります。

ですが、今日は前の諮問案件が早く終わりましたので、若干時間がございます。

せっかくですので、細かいところは別にして大きなところで御意見なり御質問があれば伺ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

(竹浪委員)

竹浪です。ちょっと大きなところのことで意見を述べておきたいと思うんですけども。

環境計画、これから3年間の計画を作るわけですけども、やっぱり一番大事なのは、計画の推進をどういうふうに行進管理をしていくかということだと思います。目指すべき到達点を県民にこの計画で示すことになるので、やっぱり推進状況を客観的に、できるだけ客観的に把握できるようにするために、目標とすべき指標、先ほどモニタリング指標、38項目ということをおっしゃっていましたが、それはあくまでも結果の指標という

ことで白書に出てくるわけですね。ですけれども、やっぱり3年間、どういうところまで我々が目指していくのかと、そういう目標とすべき指標を可能な限り定量化、あるいは定性化して提示をしていただきたいと思いますというわけです。

一般企業では、こういうことを、例えば目標による管理とかバランススコアカードとか、そういう形でできるだけ具体的に誰もが分かるような形で、量的に把握できるような形で目標を立てるわけですが、今回出していただいた素案では非常にこれは抽象的な言葉は書かれているんですけれども、実際にじゃあどこまでやるのかなというのがなかなか見えてこない。1件やってもやった、10件やってもやったというふうなことであれば、やはりなかなか成果として実感できるものにならないんじゃないかなと思います。

なので、こういう目標指標が示されれば、毎年環境白書で報告される計画も進捗状況がはっきりどの程度進んでいるのかということも分かりますし、非常にいいんじゃないかと、環境白書がもっと生きてくるんじゃないかなと思います。

本当にこういう環境計画というのはどこの県でもこうなのかなと思って、東北の環境計画を調べてみたんですけれども、岩手も秋田も宮城も福島も数値目標をきちんと掲げて、そこに向かって頑張っているというのが計画の中でよく見てとれます。隣の岩手県では計画全体にわたってこの90項目、目指す目標、指標を計画の中で定めていて、どれだけ進んだのかという進捗状況を評価しているという状況です。

なので、青森県でもできないわけがないと思うので、是非こういうやり方を環境計画の中に取り入れた形で提示をしてほしいなと思います。

以上です。

(福士会長)

県の方で、今日現在、当面の何か回答がございましたら。

(濱谷課長)

実は、第三次計画でモニタリング指標という概念を導入し、その際はいろいろ検討をしてみました。目標値とか。まあ目標値が立っているものもあります。例えば循環型社会推進計画で、例えばリサイクル率とか減量化の目標値とか、そういうものもあるんですが、その他、ちょっと定性的な部分もあって、その精度の高い目標値を設定することにちょっと困難を覚えるとか、その徹底について浸透を図ることがちょっと難しいということで、第三次計画については設定しきれなかった部分があります。

それもございますので、第四次計画もそういうパターンにしてみたのですが、御要望をちょっと踏まえまして、立てられるところは立てられるか、もう一回検討をさせていただきたいと思います。

(竹浪委員)

先ほど提起していただいた重点項目がいくつかあるわけですが、例えばごみのリサイクル率の向上とか、こういうことでどのくらいまでやるんだというふうなことは目標値としてやっぱり掲げることによって、県民がそこに向かって取り組んでいこうという気持ちにもなりますし、例えば白神山地の利用者が少なくなっているというふうな現状もある中で、じゃあどうやったら増やせるのか、このくらいまではやっぱり利用者を増やそうよと、そういう目標を掲げながら取り組むと。

ご存じだと思いますけれども、是非そういうところまで詰めた形で提示していただければと思います。

(濱谷課長)

おっしゃられたように、例えば重点項目であれば、いわゆるリサイクル率、ごみの排出量、これについては別途循環型社会形成推進計画、これは法定計画でございます、それで計画を策定して目標値も定めておりますので、これもお示しは簡単にできると思いますし、また温暖化の部分についても排出量の削減値 25%というものも提示しておりますので、これについてはお示しをするということで、他の項目については、いろいろまた目標を設定できるかどうか、検討をさせていただいた上で何らかの形で対応をさせていただきたいと思っております。

ちょっとお時間をいただいて検討をさせていただきます。

(福士会長)

竹浪委員、よろしいですか、今日のところは。

本日御意見をいただきまして、後で意見書も、お手数ですが2度手間になるかもしれませんが正式に書いていただいて出された方がよろしいと思っております。

他はいかがですか、何か御質問なり、大きなところで御意見とかございましたら。

どうぞ。

(飯委員)

飯でございます。2点あるんですけども。

1点は、今回の第四次計画の1つの目玉とされている東日本大震災からの創造的復興ということですが、これは、ちょっと文章を拝見したんですけども、ちょっとしっくりこないかなという印象を率直に持っております、これは環境分野で創造的復興に向けた取組としてどういったものがあり得るのか、案としては自立分散型エネルギーでありますとか、廃棄物処理。もちろんこれは重要ですけども、これが一足飛びに創造的復興ということに結びつくのかどうか。災害というのが、おそらく自然災害だけじゃなくて、それとともに人災と言いますか、災害というのは社会的には自然災害と社会的災害性の混合物

であると言われますけれども、環境と創造的復興をどう結びつけていくのかというところ、難しいですけれども、私も考えますが、もう少し検討が必要かと思います。

2点目ですが、これは素朴な疑問ですが、環境の対象というところに雪、雪害というのに入ってこないのでしょうか。青森県では、今年もそうですが冬はとても寒くて雪も多いということで、これは一つの環境だと思えるんですけども、こうしたことの対応というのは対象範囲に入らないのかお伺いできればと思います。

(福士会長)

これも本日当面の回答できる範囲で結構ですので。

(濱谷課長)

東日本大震災の創造的復興ということは、要は復興という県としてもいろいろなインフラとかまた復興、それからいろんな産業とか企業とかのいわゆる復興ということについて全庁的に取組を進めている、これは八戸市さん等、被災市町村の方々と一緒になって進んでいるところであります。その中で環境の部分でもいろいろ出てきたのが、復興ということの中に我々としてはまた同様な大規模な災害が起きた時に、今回で露呈しました例えば廃棄物処理とか、特にし尿処理についてなかなか、元々近隣市町村との間で何かあったら連携体制を取るという体制は作っていたんですが、実際、一番大規模施設であります八戸市さんの施設が被災したことによって、なかなかうまくいかなかったということもございまして、この体制をもう一度作り直す必要があるだろうなど。それが我々としては復興の一つの、同じ事を繰り返さないと、もっと災害に強い地域づくりをしていくというのも一つ復興の一部なのかなという位置付けがございまして、その中で環境分野としてどういうことをしていったらいいのかということでこういうような項目を挙げさせていただいたところであります。

また、ちょっとご意見をいただきながら、付け加えるところがあれば付け加えたいと、変更するところがあれば変更させていただきたいと考えております。

それから雪害につきましては、環境の保全というのとちょっとまた違ってくるのかなという感じがしています。例えば、豪雪による交通の途絶とか、あるいは除雪の必要性とか、それから市民生活への影響ということについては、またちょっと違うのかなという感じがしております。

ただ、最近、例えば河川とか海面へ雪の投棄というのがありますので、それに与える影響とかという面では、いわゆる水環境保全という面から我々としてもアプローチはしてみたいなというふうには考えておりますが、直接雪害が今の環境計画の対象となるかということ、またちょっと我々としては今のところは対象外ではないかなと考えております。

以上です。

(福士会長)

今のところは当面、よろしいですか、今日のところは。
針生委員、どうぞ。

(針生委員)

1つだけ。青森県環境計画、中身を2回ほど読ませていただきましたが、素晴らしいことは書いているんですが、青森県がどのくらい本気でこれに取り組むのか、それを示していただきたいと思います。環境については青森県に聞くと、日本の中の青森県だと言われるような態度を、知事以下、県全体で取り組むのか、それが一番先に私は示していただきたいと思います。そうでないと県民はついていけないと思います。

以上です。

(福士会長)

計画の中にどう書くかはちょっと難しいんですが、分かりました。
ということで、ただいまのは御意見ということで、強い要望ということです。
他はいかがでしょうか。
はい、どうぞ。

(藤委員)

1つは、今回、この素案を作成されるに当たってアンケートを実施されているようですが、これは何かクロス集計とか、そういうことはされたのかどうかということが1つです。

というのは、これは今後の環境計画を策定する時に御検討をいただきたいんですけども、他の委員の方々からも意見が出ていたと思いますけれども、少し作る側と県民との間にまだギャップがあるような感じがいたしまして、そういう意味では、今後環境学習、環境教育を進められていくということを考えるのであれば、この計画を作るというプロセスが1つの教育だとか学習の機会と捉えていただいて、アンケートに関してもかなり丹念に取るというか、ザクッと大ざっぱな傾向だけを見るのではなくて、男性・女性だとか、あるいは職業とか、環境問題のそういう団体に属されている方とか、いろいろな属性があると思いますので、そうしたものを丹念に分析しながらアンケートの結果を抽出していくと。その中で目立ったことを、計画を進めていく上で取り込んでいくというようなことが今後必要じゃないかなと思います。

民主的なプロセスを踏もうと思えば、時間と手間が掛かるのは当然のことですので、それはもう当然のことと捉えていただいて、本当は策定をする企画の段階ぐらいから、今回はワーキンググループも作られておりますけれども、もう少し丹念にいかれた方が、抽象的な内容よりも少し的を得た内容に仕上がっているのではないかなと思っております。

すいません、ちょっと雑ばくな提案だったんですけども、今後の御参考にさせていただけたらと思っております。以上です。

(福士会長)

どうですか。

(濱谷課長)

申し訳ございません。アンケートにつきましては、これはおっしゃるとおり、いろいろ属性の部分とかを含めましてクロス集計をしたもの、大部なので一部本当の概要しかこちらの環境計画の方には載せていませんが、別途、アンケート結果として取りまとめております。

いずれホームページに掲載したいと考えています。当然、我々としても、この計画を作る際には参考にさせていただきつつ、また今後施策を具体的に遂行するに当たっても、当然そういう対象者の方の属性とか、例えばどういう年代層がどういうお考えを持っているのかは十分事業の遂行に当たって、あるいは計画の策定に当たって参考にさせていただくということを考えております。

また、いろいろな作成プロセスについても、もう少し我々、今後工夫を加えながら皆で作り上げていく、あくまでもパートナーシップというのが非常に大事だと思いますので、そういうプロセスをもう少し加えていくような方向でも検討をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(福士会長)

いいですか、今の。

他はいかがでしょうか。あと少しぐらいはよろしいと思います。

いいでしょうか。それでは今日のところ、3つ4つほど大きなところで御意見を伺いました。もっと細かいところ、読めば様々出てくると思いますので、先ほど事務局から説明がありましたように、2月4日まで文章なりで意見ということを是非お出しいただきたいと存じます。それを受けて次回の審議会で審議してまいりたいと思います。

途中で、いろんな質問、分からないところは担当課に聞いてもよろしいということもございましたので、遠慮なく質問をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまの報告案件、一応報告を承ったということといたしますが、よろしいですね。

それではこちらで準備をしましたのは以上でございますが、他に何かございましたら、若干だけ。よろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で本日、これをもちまして議事終了ということといたします。御協力、ありがとうございました。

(司会)

福士会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、林環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(林部長)

本日、大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。お陰様をもちまして、本日諮問いたしました2つの案件については、適当と認める旨の答申をいただくことができました。厚くお礼を申し上げます。

本日の会議の中で皆様からいただきました御意見、あるいは御質問等を十分踏まえまして、本県の環境保全施策に反映させてまいりますとともに、本日の案件以外につきましても環境行政の一層の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、委員の皆様からの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第17回青森県環境審議会を閉会いたします。

次回は2月25日の開催となりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。